

公立大学法人福知山公立大学の決裁事項に係る専決要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公立大学法人福知山公立大学事務処理規程（平成28年公立大学法人福知山公立大学規程10号以下「事務処理規程」という。）に基づき、公立大学法人福知山公立大学における決裁権限の専決について、必要な事項を定める。

(事務局の専決)

第2条 事務処理規程第4条及び第5条に定める理事長及び学長の決裁事項のうち、別表1に掲げるものは、事務局長、事務局次長及びグループマネージャー（以下「事務局長等」という。）が専決することができる。

2 別表1に定めるもののほか、事務局長等が専決できる金額の上限は、次の表のとおりとする。

職位	金額
事務局長	決裁1件の金額が1千万円未満(研究機器については、5百万円未満とする。)の執行に関する事。
事務局次長	決裁1件の金額が3百万円未満の執行に関する事。
グループマネージャー	決裁1件の金額が30万円未満の執行に関する事。

(副学長等の専決)

第3条 事務処理規程第5条に定める学長の決裁事項のうち、別表2に掲げるものは、副学長、学部長、メディアセンター長及び北近畿地域連携センター長及び市民学習・キャリア支援センター長が専決することができる。

(規程の改廃)

第4条 この要綱の改廃は、必要に応じて理事長が行う。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表 1

決裁 権者	専決事項
事 務 局 長	<p>(1) 所掌事務に係る申請、通知、通報、照会、回答、報告等に関する事 こと。</p> <p>(2) 所掌事務に係る公表及び掲示並びに事実証明及び台帳等の謄本又は抄本の交付 に関する事 こと。</p> <p>(3) 帳簿又は書類等の調製並びに縦覧及び閲覧の許可に関する事 こと。</p> <p>(4) グループ等の担当の分掌事務の決定に関する事 こと。</p> <p>(5) 事務職員の配置及び事務分担の決定に関する事 こと。</p> <p>(6) 事務局長及び事務局次長の週休日の振替等及び休日の代休日の指定に関するこ と、休憩時間の短縮及び育児又は介護を行うための早出遅出勤務に関する事 こと、休 日勤務命令に関する事 こと及び休暇に関する事 こと並びに休業の承認の取り消しに 関 する事 こと。</p> <p>(7) 事務局長及び事務局次長の内国旅行命令（変更命令を含む。）及び復命の受理に 関 する事 こと。</p> <p>(8) 工事に 関 する事 こと。</p> <p>(9) 測量、調査等の委託に関する事 こと。</p> <p>(10) 物品調達 の業者選定及び入札に関する事 こと。</p> <p>(11) 職員に対する法令に基づく業務上必要な職の任免及びその身分証明書等に関する 事 こと。</p> <p>(12) 広報に 関 する事 こと。</p> <p>(13) 諸行事の企画、運営に関する事 こと。</p> <p>(14) 職員の労働条件に関する事 こと。</p> <p>(15) 職員の人事管理、服務規律及び福利厚生に関する事 こと。</p> <p>(16) 職員の教育、研修計画に関する事 こと。</p> <p>(17) その他前各号に準ずる事項に関する事 こと。</p>

<p>事務局長</p>	<p>(1) グループマネージャーの週休日の振替等及び休日の代休日の指定に関する事、休憩時間の短縮及び育児又は介護を行うための早出遅出勤務に関する事、時間外勤務命令及び休日勤務命令に関する事及び休暇に関する事並びに休業の承認の取り消しに関する事。</p> <p>(2) グループマネージャーの内国旅行命令（変更命令を含む。）及び復命の受理に関する事。</p> <p>(3) 事務職員（事務局長、事務局次長を除く。）等の内国旅行命令（変更命令を含む。）並びに復命の受理に関する事。</p> <p>(4) 職員の諸手当の認定に関する事。</p>
<p>グループマネージャー</p>	<p>(1) 事務職員（事務局長及び事務局次長、グループマネージャーを除く。）の週休日の振替等及び休日の代休日の指定に関する事、休憩時間の短縮及び育児又は介護を行うための早出遅出勤務に関する事、時間外勤務命令及び休日勤務命令に関する事及び休暇に関する事並びに休業の承認の取り消しに関する事。</p> <p>(2) 事務職員（事務局長及び事務局次長、グループマネージャーを除く。）の内国旅行命令（変更命令を含む。）並びに復命の受理に関する事。</p> <p>(3) 所掌事務に係る申請、通知、通報、照会、回答、報告等で軽易なものに関する事。</p> <p>(4) 主要な会議の開催手続きに関する事。</p> <p>(5) その他前各号に準ずる事項に関する事。</p>

別表2

決裁権者	専決事項
副学長	(1) 学長の決裁事項のうち、学長が指示するもの (2) その他上記に準ずる事項に関する事。
学部長	(1) 学部の教育研究に関する事。 (2) 学部の広報に関する事。 (3) 教員の休暇等の承認に関する事。 (4) 教員の派遣、研修等の承認に関する事。 (5) その他上記に準ずる事項に関する事。
メディアセンター長	(1) メディアセンターの業務に関する事。 (2) その他上記に準ずる事項に関する事。
北近畿地域連携センター長	(1) 北近畿地域連携センターの業務に関する事。 (2) その他上記に準ずる事項に関する事。
市民学習・キャリア支援センター長	(1) 市民学習・キャリア支援センターの業務に関する事。 (2) その他上記に準ずる事項に関する事。